

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種 規模 (人)	林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (安衛令第2条第1号の業種)	製造業（物の加工業を含む。）、 電気業、ガス業、熱供給業、水 道業、通信業、各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、家具・建具・ じゅう器小売業、燃料小売業、 旅館業、ゴルフ場業、自動車整 備業、機械修理業 (安衛令第2条第2号の業種)	その他の業種 (安衛令第2条第3号の業種)
1000~			
300~999			
100~299			
50~99			
10~49			
1~9			

- (注) 1 「安衛法」は「労働安全衛生法」、「安衛令」は「労働安全衛生法施行令」の略である。
- 2 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医については、選任事由発生日から14日以内に選任し、遅滞なく労基署長に届けなければならない。
- 3 安全衛生推進者及び衛生推進者については、14日以内に選任し関係労働者に周知させなければならない。
- 4 なお、各作業単位ごとに選任される作業主任者については、その氏名及び職務内容を関係労働者に周知させなければならない。